

各務原市水道事業及び下水道事業公金の支払業務に係る手数料の支給に関する 要綱

(令和6年9月5日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市水道事業出納取扱金融機関及び各務原市下水道事業出納取扱金融機関（以下これらを「出納取扱金融機関」という。）が行う公金の支払であって、主として市長が依頼を行うもの及び当該振込みに伴う組戻しについて、各務原市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）が金融機関に支給する手数料（以下「支払等手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 口座情報 金融機関コード、支店コード、預金種別コード、口座名義人、口座番号等の振込先の情報の総称をいう。
- (2) データ伝送 口座振替による支払の依頼をするに当たり、振込先それぞれの口座情報及び支払金額を格納したデータ（次号において「振込データ」という。）を電磁的方法（上下水道事業の使用に係る電子計算機と出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）により一括して送信することをいう。
- (3) その他媒体 口座振替による支払の依頼をするに当たり、振込データを記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を出納取扱金融機関に受け渡すことをいう。
- (4) 紙媒体 口座振替による支払の依頼をするに当たり、口座情報を記載した口座振替依頼書、債権者が発行する納付書その他の書面を出納取扱金融機関に受け渡すことをいう。ただし、当該書面のうち当該債権者が自らの収納のために手数料を負担するものを除く。
- (5) 振込組戻し 前3号に掲げる方法により支払の依頼を行い、出納取扱金融機関が振込みの手続を行った後に、依頼した口座情報に誤り又は支障がある、振込みを取り消す必要が生じた等の理由で、振込みに係る資金が出納取扱金融機関の上下水道事業の口座に返却されることをいう。
- (6) 同行宛 支払の依頼を行う口座情報が、出納取扱金融機関宛であるものをいう。

(7)他行宛 支払の依頼を行う口座情報が、出納取扱金融機関宛でないものをいう。

(対象者)

第3条 支払等手数料を支給する対象者（以下「対象者」という。）は、出納取扱金融機関として上下水道事業の公金の支払の依頼を受けた者とする。

(支払等手数料の額)

第4条 支払等手数料の額は、次の表の左欄に掲げる方法等による支払の依頼等1件につき、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとし、消費税等相当額は、請求の際に別途加算する。

方法等		同行宛	他行宛
データ伝送		1 0 0 円	1 6 2 円
その他媒体		1 0 0 円	1 6 2 円
紙媒体	3 万円未満	3 0 0 円	6 0 0 円
	3 万円以上	5 0 0 円	8 0 0 円
振込組戻し		1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

(報告)

第5条 対象者は、毎月当該月に支払等手数料の支給対象となる件数を取りまとめ、各務原市（水道・下水道）事業支払等取扱件数報告書（様式第1号）により、翌月15日（3月分にあつては3月31日）までに市長に報告しなければならない。

(支払等手数料の支給)

第6条 支払等手数料の支給は、6か月に一度の出来高払いとする。

2 対象者は、4月分から9月分まで及び10月分から翌年3月分までの取扱件数を取りまとめ、各務原市（水道・下水道）事業支払等手数料請求書（様式第2号）により市長に請求を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和6年10月1日以後に振込みの期日を指定された支払の依頼について適用する。

3 第4条の規定にかかわらず、令和6年10月1日から令和8年9月30日までに振込みの期日を指定された支払の依頼のうち、紙媒体によるものに係る支払等手数料の額は、出納取扱金融機関との協議により別途定める額とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

(宛先)
各務原市長

所在地
名称
職氏名

各務原市（水道・下水道）事業支払等取扱件数報告書

年 月分の支払等の取扱件数を、次のとおり報告します。

方法等		同行宛	他行宛
データ伝送		件	件
その他媒体		件	件
紙媒体	3 万円未満	件	件
	3 万円以上	件	件
振込組戻し		件	件

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

(宛先)
各務原市長

所在地
名称
職氏名

各務原市（水道・下水道）事業支払等手数料請求書

年（４月から９月まで・１０月から翌年３月まで）分の支払等手数料を、
次のとおり請求します。

会計	金融機関	方 法 等		単価	件数	金額（税抜・円）
各務原市	同行宛	データ伝送		円	件	円
		その他媒体		円	件	円
		紙媒体	3万円未満	円	件	円
			3万円以上	円	件	円
		振込組戻し		円	件	円
	他行宛	データ伝送		円	件	円
		その他媒体		円	件	円
		紙媒体	3万円未満	円	件	円
			3万円以上	円	件	円
		振込組戻し		円	件	円
事業会計	手数料合計額					円
	消費税額					円
	合計額					円